

成安造形大学履修規程

平成 2 4 年 4 月 1 日 制定

(主旨)

第 1 条 この規程は、成安造形大学学則（以下、「学則」という。）に定めるもののほか、教育課程、履修方法、単位認定等の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(授業区分)

第 2 条 授業科目の種類、単位数、授業方法の別は学則第 2 2 条別表第 1—1、別表第 1—2 及び別表第 2—1、別表第 2—2 のとおりとする。

(開講科目)

第 3 条 開講される授業科目及び単位数、開講学期は、原則として年度当初に開講科目一覧表として発表する。

(履修方法)

第 4 条 授業科目の履修方法は、別に定める。

(履修登録・履修条件)

第 5 条 授業科目を履修するために、大学の指定した期間内に履修登録及び登録確認を行わなければならない。

- 2 履修登録していない授業科目については、履修並びに試験を受けることはできない。
- 3 授業科目によっては、前提となる科目の単位修得を履修条件として設定する場合がある。
- 4 教職課程並びに学芸員課程に関する科目の履修条件については、別に定める。
- 5 履修人数を制限する科目については、抽選等を行う場合がある。
- 6 各年次において学期別に履修できる単位数は、次の通りである。

年次	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
学期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
単位数	24	24	24	24	24	24	24	24

(1) 次の各号に掲げるものについては、登録単位数の上限から除くものとする。

(ア) 卒業要件に含まない資格科目

(博物館に関する科目 (任意設定科目を除く) ・教職に関する科目 ・二級建築士受験資格講座科目)

(イ) 単位互換事業による科目

- (ウ) プロジェクト科目
- (エ) 集中講義による科目
- (オ) その他教学委員長が定めた科目

- 7 履修登録を確定した者には、履修科目表を配布する。
- 8 履修登録確定後に科目を取り消す場合は、大学の指定した期間に所定の手続きを行わなければならない。この期間に取消ししなかった履修登録科目は、すべて成績評価される。

(履修の制限)

第6条 履修する科目について履修制限をおこなうことがある。

- 2 履修することができる授業科目は、特に指定のある場合を除き、当該年次に配当されているもの及びそれ以下の年次に配当されているものとする。
- 3 単位を修得又は認定した授業科目については、再度履修することはできない。
- 4 授業時間割において同一時間帯に開講されている授業科目については、重複して履修することができない。

(授業時間等)

第7条 授業時間数は、80もしくは90分間の授業時間をもって1時限とする。

- 2 授業は、原則として各学期15回とする。
- 3 授業科目によっては、集中して行うこともある。その場合も、15週分に相当する学習を原則とする。

(単位計算)

第8条 授業科目の単位計算は、学則第24条の規定に基づく。

(休講・休業)

第9条 大学の行事または科目担当者のやむを得ない事情により休講・休業する場合がある。

- 2 休講・休業は、原則として学内掲示板等で事前告知するものとする。但し、科目担当者の急な体調不良等による場合は、当日告知する。
- 3 感染症等（別表1）の罹患者が出た場合、大学全体を休講（登校禁止）することがある。
- 4 大学に通学するための交通機関のストライキ及び気象警報が発令された場合の取り扱いについては、別に定める。
- 5 授業開始時間から30分を経ても科目担当者が出講しない場合は自然休講とする。

(補講)

第10条 休講となった授業科目は、授業期間内に補講を行う。

- 2 やむを得ない事情により補講が設定できない場合は、課題設定等により補完する。

(欠席)

第11条 授業に出席できない場合は、所定の届を科目担当者に提出しなければならない。

(試験)

第12条 試験は、科目担当者が筆記試験、レポート試験、課題作品、口頭試問等により実施する。

(単位認定)

第13条 単位は、授業科目を履修し、その試験に合格した者に所定の単位を与える。

2 他大学等で取得した既修得単位の認定は、別に定める規程による。

3 やむを得ない理由で単位の修得が困難であると科目担当者が判断した場合に、保留該当者として救済措置をとることがある。

4 保留該当者の試験実施については別に定める。

(成績)

第14条 学則第30条に定める成績は「秀」「優」「良」「可」を合格、「不可」を不合格とし、原則として授業参加の程度及び試験等により、以下の基準にしたがって行う。

S (秀) : 90点～100点

学習目標の内容を理解し、修得したものと認められる特に秀でた成績

A (優) : 80点～89点

学習目標の内容を理解し、修得したものと認められる優れた成績

B (良) : 70点～79点

学習目標の根幹的な部分は理解し、修得したものと認められる妥当な成績

C (可) : 60点～69点

学習目標の最低限の理解は得られたものと認められる成績

D (不可) : 0点～59点

学習目標の最低限の理解が得られていないと認められる成績

2 成績については、予め学修案内(シラバス)に評価基準と評価方法を明示するものとする。

3 他大学等における既修得単位ならびにプロジェクト科目における修得単位の成績の表記は「(N)認定」とする。

4 履修指導にいかすためGPA(Grade Point Average)の制度を導入する。

5 本学のGPA制度については別に定める。

(成績発表)

第15条 履修した授業科目の成績は、原則として各学期の履修登録期間に発表する。

2 成績は、学期ごとに保護者(保証人)にも通知する。

- 3 成績評価に対して担当者に確認事項がある場合は、次の学期の履修登録期間終了までに大学の定める所定様式により申し出ることができる。

(進級・留年)

第16条 学生は、修得単位数に係らず2年次及び3年次に進級する。

- 2 4年次に進級するための進級判定基準は別に定める。
- 3 4年次への進級が不可と判断された者は、原級(3年次)に留まらなければならない。
- 4 最終年次において学則第23条に定める卒業要件単位数を満たしていない場合は、留年とする。
- 5 最終年次において留年した者の内、4年以上の在学期間を越えている者については当該年度の前期又は後期のみで不足単位を取得見込みの場合、登録する学期を所定様式で申し出ることができる。この場合、学費納入規定第14条にもとづき、不足する卒業要件単位修得に必要な学期の学費及び本大学が徴収の委託を受けた諸会費を納付しなければならない。

(卒業判定)

第17条 卒業判定については、学則第23条および第40条に基づく。

(その他)

第18条 その他、学修に関する詳細は、履修要項に定める。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて、学長がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程に関わらず、平成23年度以前の入学者及び平成24年度、平成25年度3年次編入生に対する成績評価は下記の基準にしたがって行う。
 - A (優) : 80点～100点
学習目標の内容を理解し、修得したものと認められる優れた成績
 - B (良) : 70点～79点
学習目標の根幹的な部分は理解し、修得したものと認められる妥当な成績
 - C (可) : 60点～69点
学習目標の最低限の理解は得られたものと認められる成績
 - D (不可) : 0点～59点
学習目標の最低限の理解が得られていないと認められる成績

附 則

- 1 この規程は平成26年4月1日から改正施行する。
- 2 前項にかかわらず、第2条、第5条及び第16条については、平成26年度入学者及び

平成28年度第3年次編入生から適用する。この規程は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月24日から改正施行する。